

「個人情報保護マネジメントシステム実施ハンドブック」簡易版 第8章

個人情報保護監査研究会

第8章 個人情報の取得、利用および提供に関する原則

個人情報保護法第15条では、“利用目的をできる限り特定しなければならない”と定めています。また、法16条1では、同意を得て取得した個人情報であっても、“特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。”としています。

8.1 利用目的の特定

個人情報を取得するにあたっては、その利用目的をできる限り特定し、利用においてはその目的の達成に必要な限度において取り扱わなければなりません。そのため、個人情報を取得する場合は、あらかじめ「3421 個人情報取得・変更申請書」等を用いて、利用目的の範囲を限定し、取扱いについて明確にして個人情報保護管理者の承認を得なければなりません。

8.2 適正な取得

“適正な”とは、適法かつ公正であることをいいます。

“公正”とは、利用目的を偽らないこと、優越的な地位を利用しないことなどをいいます。

8.3 特定の機微な個人情報の取得、利用及び提供の制限

“機微な個人情報”とは以下のいずれかの種類を含む個人情報をいいます。

“センシティブ情報”と、いうこともあります。時には差別を助長することにもなりうる情報です。

a)	思想、信条、及び宗教に関する事項。
b)	人種、民族、門地、本籍地（市区町村以下）、身体・精神障害、犯罪歴、その他社会的差別の原因となる事項。
c)	集団示威行為への参加、請願権の行使その他の政治的権利の行使に関する事項。
d)	保健医療及び性生活。

通常、個人情報の漏えい事故があった場合は、自己が所属する認定個人情報保護団体（JIPDEC など）に報告することで、主務大臣への報告を省略することができます。

しかし、経済産業分野を対象とするガイドライン（2009/10/09 厚生労働省・経済産業省告示第2号）2-2-3-2：組織的安全管理の章では、上記の情報が漏えいした場合は、認定個人情報保護団体の参加事業者であっても、“主務大臣に逐次速やかに報告を行うことが望ましい。”としています。

■
次回は、「第9章 本人から直接書面によって取得する場合の措置」をご紹介します。> [目次へ](#)

個人情報保護監査研究会 <http://www.saa-j.or.jp/shibu/kojin.html>